

新潟市敬老祝会助成金交付要綱

(総則)

第1条 新潟市敬老祝会助成金（以下「助成金」という。）の交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、高齢者を祝うための会（以下「敬老祝会」という。）に要する経費等の一部を助成することにより、長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、地域で長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 当該年度の末日において、本市に居住する75歳以上の者をいう。
- (2) 自治会等 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等をいう。
- (3) 地域コミュニティ協議会 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいう。

(申請団体)

第4条 助成金の交付申請を行うことができる団体は、前条に規定する自治会等及び地域コミュニティ協議会とする。

(助成対象者)

第5条 助成の対象者は、敬老祝会に参加する高齢者並びに自治会等及び地域コミュニティ協議会の地域住民等とする。ただし、やむを得ず敬老祝会に参加できない高齢者に対して祝品又は飲食物を配布する場合は、当該高齢者を助成対象に含めることができる。

(助成対象事業)

第6条 市長は、自治会等及び地域コミュニティ協議会が次に掲げる要件をすべて満たして敬老祝会を実施した場合に、その経費等の一部を助成する。ただし、東区、中央区、秋葉区、西区の団体に限る。

- (1) 9月1日から10月31日までの間に本市内で実施する敬老祝会であること。

- (2) 敬老祝会に参加する高齢者の数が、自治会等にあつては10人以上、地域コミュニティ協議会にあつては30人以上であること。ただし、2以上の自治会等又は地域コミュニティ協議会が合同で敬老祝会を実施する場合は、自治会等にあつては20人以上、地域コミュニティ協議会にあつては60人以上であること。
- (3) 自治会等にあつては、当該自治会等が属する地域コミュニティ協議会が本助成金を申請していないこと。
- (4) 敬老祝会の実施に係る経費の一部について、本助成金以外に本市又は他の機関、団体等の補助又は助成等の財政的支援を受けていないこと。
- (5) 祝品又は飲食物の配布を行うことを目的とした事業でないこと。ただし、敬老祝会の実施を計画していたが、災害その他やむを得ない事由により実施できなかった場合であつて市長が認めるときは、この限りではない。

(助成対象経費)

第7条 助成の対象となる経費は、敬老祝会に要した経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信費、保険料及び賃借料とする。ただし、次の各号に掲げる経費は助成の対象としない。

- (1) 祝品として配布する現金及び金券類
- (2) 酒類
- (3) その他敬老祝会の実施にあたり適当でないと認められるもの

(助成金の額)

第8条 助成金の額は、第5条に規定する助成対象者1人当たり1,000円以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自治会等にあつては1団体当たり30,000円、地域コミュニティ協議会にあつては1団体当たり200,000円を上限額とする。ただし、2以上の自治会等又は地域コミュニティ協議会が合同で敬老祝会を実施する場合は、自治会等にあつては60,000円、地域コミュニティ協議会にあつては400,000円を上限額とする。
- 3 前条に規定する助成対象経費の額が前2項に規定にする上限額に満たない場合は、その助成対象経費の額を上限額とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、助成金を含めた収入が支出を上回る場合は、その上回った額を助成金の額から差し引く。
- 5 助成金の交付にあつては、1,000円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てる。

(交付申請)

第9条 自治会等及び地域コミュニティ協議会は、助成金の交付を申請する場合は、新潟市敬老祝会助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、これを審査し、助成金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、助成金の交付を決定したときはその決定の内容を、助成金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに新潟市敬老祝会助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更の申請及び決定等)

第11条 自治会等及び地域コミュニティ協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに新潟市敬老祝会助成事業変更申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

- (1) 交付決定した助成事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき。ただし、事業の内容を実質的に変更するものでなく、その細部を変更する場合を除く。
- (2) 交付決定した助成事業を中止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の規定により変更の申請があったときは、これを審査のうえ当該交付決定の内容を変更することができることとし、変更した場合は新潟市敬老祝会助成金交付決定変更通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 自治会等及び地域コミュニティ協議会は、助成の対象となる事業が完了したときは、新潟市敬老祝会助成事業実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後1か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告を受理したときは、その内容を審査し、その

成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認められた場合は、交付すべき額を確定し、新潟市敬老祝会助成金確定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（助成金の支払い）

第14条 市長は、前条の規定による助成金の額の確定後、助成金を支払うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。